

社会福祉法人昭和村社会福祉協議会 個人ボランティア等登録・紹介事業実施要綱

(目 的)

第1条 この要綱は、地域のボランティア活動を希望される個人等を把握・登録し、ボランティアを必要とする施設や地域の福祉活動を紹介することにより、ボランティア活動の活性化を図り、もって地域福祉の向上に寄与することを目的とする。

(実施主体)

第2条 この事業の実施主体は、社会福祉法人昭和村社会福祉協議会（以下「本会」という。）とする。

(登 録)

第3条 この事業の趣旨に賛同し、ボランティア活動を希望する者（団体）は別記個人ボランティア等登録票により本会に登録するものとする。

2 登録期間は毎年度3月31日をもって終了とする。ただし、本人が継続する意思表示をしたときは同様の登録内容で更新をする。

3 登録内容に変更があった場合は再度別記個人ボランティア等登録票により本会に届け出るものとする。

(紹介・派遣)

第4条 本会は、個人ボランティア等の希望を十分に尊重しながら施設や地域の福祉活動を紹介するものとする。

(活動内容)

第5条 個人ボランティア等の活動は営利を目的としない事業とし、地域福祉の向上に寄与する活動であれば内容は問わないものとする。

(守秘義務)

第6条 個人ボランティア等は活動上知り得た個人情報等を正当な理由なく他者に漏らしてはならない。なお、登録期間終了後についても同様とする。

(保 険)

第7条 個人ボランティア等は万が一の事故に備えるため、ボランティア活動保険に加入しなければならない。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、本事業に関する必要な事項は会長が決定する。

附 則 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。